

豊中市立学校長 様

教育委員会事務局
学校給食課長

新型コロナウイルス感染症の分類見直しに係る
学校給食費の取り扱いについて(通知)

標題につきまして、別紙1のとおり事前周知を行っておりましたが、令和5年(2023年)5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が「2類」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」へ移行することを厚生労働省が正式に決定したことに伴い、学校給食費の取り扱いについて下記のとおり通知いたします。

なお、保護者へは別紙2のとおりコドモンにて周知済です。

記

	事 例	変更後「5類相当」※	変更前「2類」
①	PCR検査もしくは抗体検査結果が陽性の場合	<u>原則給食費を徴収</u> <u>ただし、土・日・祝を除く</u> <u>連続5日以上欠席が発症</u> <u>時に確定している場合の</u> <u>み、連絡を受けた日の3日</u> <u>後から給食を停止し、3日</u> <u>後からの給食費は徴収しな</u> <u>い</u>	欠席当日から給食を停止し、その期間の給食費は徴収しない。
②	濃厚接触者等に特定された場合		
③	学級休業等になった場合	学級休業の2日目と3日目の給食を停止し、その期間の給食費は徴収しない。	

※下線部分が事前周知時からの変更点となります。

豊中市教育委員会事務局学校給食課
担当：富田 TEL 06-6843-9101